

三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 三重県医療計画策定支援・地域医療構想分析業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和6年3月29日まで
- (3) 委託内容 2の事業内容のとおり

2 事業内容

<目的>

県内の医療機関・医療機能の現状や患者の受療動向等の実態を把握するとともに、これらの結果を分析し、地域の人口構造等を踏まえつつ、必要となる医療機能とその連携体制を明らかにした上で、地域の医療提供体制の課題の抽出や構築のための具体的施策案を提案すること等により、第8次三重県医療計画の策定を支援するとともに三重県地域医療構想の推進を図る。

<委託業務概要>

(1) 医療計画調査報告書の作成

今後、厚生労働省から示される改正後の「医療計画作成指針」（以下「作成指針」という。）に則り、三重県と事前に内容を十分協議した上で、以下に掲げる①～⑧に関する最新データの収集、分析等を行い、医療計画調査報告書を作成すること。

なお、調査報告書の作成に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 第7次三重県医療計画を踏まえ、以下に掲げる①～⑧について、それぞれ現状、連携体制、課題、具体的施策案等を整理して記載する。
- ・ 三重県、各医療圏及び各構想区域内のデータの比較並びに全国及び隣接県とのデータ比較が可能なものを作成する。また、各疾病及び事業に特有の重要事項（疾病・事業ごとの流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、二次医療圏、構想区域等にこだわらず、各疾病及び事業のデータ比較が必要な場合は、そのデータを作成する。
- ・ 地理的な分布状況、図表等を使用した視認性・判読性の良いものを作成する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の有無を考慮した上で、各統計データ等の分析を行う。

① 地域の現状

以下に掲げる地域医療の現状分析等にかかるデータの収集、調査及び将来予測を行うこと。

ア 地勢と交通（最新データと従来の医療圏との関連分析を含む）

地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等

イ 人口構造、人口動態（二次医療圏及び構想区域*1ごとの推移、将来推計を含む）

人口、年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数、出生数、死亡数、平均寿命等

ウ 住民の健康状況

生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等

エ 住民の受療状況

入院・外来患者数、三重県、二次医療圏及び構想区域内における患者の受療状況（病院の療養病床・一般病床の推計流入・流出入院患者割合）、入院・外来別の流入・流出患者数、病床利用率、平均在院日数等

オ 医療提供施設の状況

病院（施設数、病床種別ごとの病床数）、診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数）、薬局等

*1 「三重県地域医療構想」において、桑員・三泗・鈴亀・津・伊賀・松阪・伊勢志摩・東紀州の8構想区域を設定している。

② 5疾病・6事業*2及び在宅医療の医療連携体制

*2 がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む)及び新興感染症発生・まん延時における医療の6事業を指す。

ア 現状の把握

次に掲げる住民の健康状態や患者の状態、受療動向、医療資源・連携に関する情報を収集し、二次医療圏、構想区域ごと等の現状を把握すること。

・DPCデータ等の活用

厚生労働省が公開しているDPC制度（急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括払い制度）のデータ及び厚生労働省が医療計画作成のために都道府県へ配付する電子レセプト等のデータを活用し、医療提供状況や患者受療動向等を把握する。

・その他の統計・調査等の活用

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標（重点指標）、その他国・県が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。

また、第7次三重県医療計画において用いた数値目標は、原則把握する。

<その他の統計・調査等（例）>

- ・人口動態調査
- ・国民生活基礎調査
- ・学校保健統計調査
- ・患者調査
- ・国民健康・栄養調査
- ・衛生行政報告例
- ・介護保険事業状況報告
- ・医療施設調査
- ・病院報告
- ・医師・歯科医師・薬剤師統計

- ・地域保健・健康増進事業報告
- ・介護サービス施設・事業所調査
- ・介護給付費等実態統計

※ 在宅医療に関しては、三重県が以下のとおりアンケート調査を実施予定であり、当該調査結果について集計し、分析の対象とすること。

調査期間：令和5年8月31日まで

調査対象：①県内病院93か所

②在宅療養支援診療所約200か所

③居宅療養管理指導算定事業所（②との重複あり）
約200か所

調査項目：約50項目で、集計は紙資料の入力作業が一部あり。

イ 必要となる医療機能及び課題の抽出

上記アを分析した上で、ストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性や、病期・医療機能による分類も踏まえ、各二次医療圏、各構想区域、疾病・事業ごとの圏域等に必要となる医療機能とその連携体制を明らかにし、課題を抽出すること。

例えば、脳卒中の病型ごとの年齢調整死亡率や急性期、回復期から維持期に至るまでの各病期において求められる医療機能を記載するなど、医療連携体制の構築に必要な医療機能を、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれについて明らかにすること。

なお、必要となる医療機能については、作成指針等を参考に、公的医療機関等・独法医療機関・社会医療法人、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーション等の役割にも留意すること。

ウ 医療連携体制を構築するための具体的施策案についての検討

上記イにより把握した課題を克服するための具体的施策案について、特に5疾病・6事業及び在宅医療にかかるロジックモデル等のツールの活用も含めて提案すること。また、提案に当たっては、課題について原因分析を行い、施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらさうかという観点を踏まえるものとする。

- ③ 医療従事者の確保、
- ④ 医療の安全の確保、
- ⑤ 基準病床数、
- ⑥ 医療提供施設の整備の目標、
- ⑦ 外来医療に係る医療提供体制 および
- ⑧ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

作成指針、第7次三重県医療計画等を踏まえ、三重県と協議の上、当該項目の関係データを収集・分析すること。

特に③医療従事者の確保の分析にあたっては、三重県と協議の上、医師・看護師にかかる今後の需給予測（年齢層別、病院・診療所別、診療科別等）を行うこと。

※ 上記①～⑧のほか、作成指針に基づき、医療・介護連携に関するデータをはじめ、医療計画作成の上で有効と考えられるデータについても提案すること。

※ 医療計画は、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画との整合性の確保が必要であることに留意し、その関係する内容については三重県と協議すること。

(2) 第8次三重県医療計画の作成支援

(1)の医療計画調査報告書を踏まえ、三重県が段階的に作成する第8次三重県医療計画案について、三重県の求めに応じ、必要なデータ（特に提示データ、指標、グラフ等）の収集・分析、図の加工等を行い、最終的な医療計画案としての体裁（目次・ページ番号・索引等を含む。）を整える作成支援を行うこと。

(3) 地域医療構想調査報告書の作成

各医療機関の対応方針の見直しや公立病院経営強化プランの策定に関する協議を含め、三重県の地域医療構想を推進するため、以下に掲げるデータの収集、分析等を行い、地域医療構想調査報告書を作成すること。

なお、調査報告書の作成に当たっては、地理的な分布状況、図表等を使用した視認性・判読性の良いものとする。

① 三重県地域医療構想に関する現状の把握

ア 病床機能報告、DPCデータ、NDBオープンデータ、患者調査、医療施設調査等の収集するデータの内容については、受託者において提案し、三重県と協議の上、決定する。

イ 三重県が保有するデータが必要な時は、受託者は三重県に提供の依頼を行う。

ウ 使用するデータの匿名化が必要な時は、受託者において行う。

② データ分析・課題抽出

ア 収集したデータを踏まえ、医療機関の診療実績、将来患者推計、受療動向、患者流出入、医療提供状況等を分析する。その分析方針（例えば病床機能別、医療機関別、全国データとの比較等）は受託者において提案し、三重県と協議の上、決定する。

イ 分析に当たっては、各構想区域単位（構想区域単位のデータが揃わない場合は二次医療圏単位）で分析することを基本とする。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、当該感染症が受療動向等に与えた影響を明らかにするよう留意する。

エ 上記ア～ウを踏まえ、各構想区域の連携体制を明らかにし、課題を抽出する。

3 委託業務の実施条件等

(1) 業務の遂行に当たっては、三重県と十分な連絡を保ち、作成指針等に則り、必要な調査・解析等を行うとともに、処理方針については、三重県の指示及び承諾を受けるものとする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに、作業内容、作業工程をまとめた作業計画書を作成し、三重県の確認を受けること。

(3) 三重県と受託者との打ち合わせの後は、その議事録（概要）を提出すること。

- (4) 業務の遂行に関し、医療・保健・福祉行政等に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (5) 受託者は、三重県に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、三重県との綿密な協議のもと、事業を遂行すること。
- (6) 本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合には、三重県の承諾を得るものとする。

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。その他については、三重県と協議の上、決定する。

(1) 成果品及び提出期限

	成果品	提出期限
①	医療計画調査報告書1 2（1）の①及び②に関する部分。ただし、2（1）の②アに掲げる在宅医療に関するアンケートは除く。	令和5年7月14日 （作成した項目から順次三重県に共有すること）
②	医療計画調査報告書2 2（1）にかかる上記①以外の部分	令和5年8月31日
③	作成支援を行った医療計画案の最終案	令和6年3月29日
④	地域医療構想調査報告書	令和5年9月29日
⑤	上記①～④のほか本事業において作成した資料、原稿、データ等	令和6年3月29日

※ ①及び②について、新興感染症発生・まん延時における医療にかかる作成指針の発出や各統計データの国からの提供が遅れるなど、三重県がやむを得ないと判断する場合は、三重県と受託者が協議の上、当該箇所の提出期限を延長す

ることがある。

(2) 提出形式

Word、Excel、PowerPoint（バージョン2016が対応可能なもの）、PDFファイル等をCD-R、DVD-R等に保存したものを基本とすること。

なお、上記（1）の①及び③については、2色刷りにて印刷することを前提に作成すること。

5 その他

(1) 本業務について必要な資料は、三重県と調整した上で収集するものとし、収集した資料は本業務の委託期間終了までに返却すること。

(2) 作成指針の内容が、本仕様書の内容と異なる等、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、三重県と受託者が協議の上、業務の細目を決定するものとする。